

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		犬の注射済票の交付
根拠法令及び条項		狂犬病予防法第5条第2項
所管部課係名		市民生活部環境課生活環境係
審査基準	関係条項	第27条第1項第2号
	基準 (未設定の場合はその理由)	根拠法令で言い尽くされているため未設定
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	申請があったとともに注射済票の交付を行うものであるため、未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)